

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担金制度の拡充を求める意見書

令和 3 年に公立小学校の学級編成にかかわる義務標準法が改正され、小学校の学級編成は、5 年かけて段階的に 1 クラス 35 人に引き下げられることとなっています。

このような学級編成の標準の一律引き下げは約 40 年ぶりで、法案の審議では「中学校においても 35 人学級を目指す」などの附帯決議も採択され、今後、中学校での早期実現が求められています。

また、義務教育費にかかわる国庫負担については、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたため、地方自治体の財政を圧迫しています。

よって、政府及び国会におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 28 日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて